

議員提出第 8 号議案

地方税財源の拡充に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 26 年 12 月 15 日

提出者	稲城市議会議員	原 島 茂
賛成者	〃	梶 浦 みさこ
〃	〃	遠 藤 くに子
〃	〃	渡 辺 たつや
〃	〃	渡 辺 力
〃	〃	中 田 中
〃	〃	井 川 まちこ

(提案理由)

国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充確保を図る必要があるため、本案を提出する。

地方税財源の拡充に関する意見書

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成 26 年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないばかりか、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入しようとした。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。併せて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。また、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づいて実施している地方税の超過課税について、一部からはその自主的な取り止めを求めるかのような意見も出てきている。

現在、稲城市には、急激に押し寄せる少子高齢化への対応や、子育て環境の整備、高度成長期に全国に先駆けて建築された多くの公共施設の維持・更新、防災力の強化、治安対策など、膨大な財政需要が存在している。

地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。すなわち、近年の税制改正で導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税、地方法人税のように、地方固有の税を地方間の財源調整に用いるような対応は、厳に慎むべきことである。

よって、稲城市議会は、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う

場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、憲法で保障された地方の課税自主権に基づく超過課税の実施に関しては、あくまでも地方自治体の判断が尊重されるべきこと、また、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むことを強く要請する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月15日

稲城市議会議員 中山 けんじ

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		

議員提出第9号議案

労働者保護ルールの見直し等雇用の安定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年12月15日

提出者	稲城市議会議員	原 島 茂
賛成者	〃	梶 浦 みさこ
〃	〃	遠 藤 くに子
〃	〃	渡 辺 たつや
〃	〃	渡 辺 力
〃	〃	中 田 中
〃	〃	井 川 まちこ

(提案理由)

国会及び政府に対し、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備する必要があるため、本案を提出する。

労働者保護ルールの見直し等雇用の安定を求める意見書

わが国は、働く者のうち約 9 割が雇用関係のもとで働く雇用社会である。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために不可欠である。

こうした中で、国においては、成熟産業から成長産業への失業なき労働移動と多様な働き方を実現することによって、活力ある日本経済を取り戻すとともに、企業収益を雇用拡大、賃金上昇につなげていくという経済の好循環を目指され、労使双方のメリット・デメリットも勘案しながら、法改正を初め様々な検討を進めているところである。

わが国経済は、全体では明るい兆しがみられるものの、まだまだ実感が無いのも事実である。雇用情勢に関しても、穏やかに改善しているとはいえ、若年者や女性、高齢者等の安定雇用の確保や雇用形態・業種によって生じる求人と求職のミスマッチなど、雇用環境の早急なる安定化が求められる。

こうした現状に鑑み、稲城市議会は政府に対して以下の事項を要望する。

記

- 1、解雇の金銭解決制度、及びホワイトカラーエグゼンプションの導入や限定社員制度の普及については慎重に対応すること。
- 2、労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に配慮すること。
- 3、雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっとり行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 15 日

稲城市議会議長 中山けんじ

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、
内閣府特命担当大臣（規制改革担当）